

医療提供体制施設整備交付金

事業名	医療施設近代化施設整備事業	基幹災害拠点病院施設整備事業	地域災害拠点病院施設整備事業	医療施設土砂災害防止施設整備事業
<p>目的</p> <p>この事業は、医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を図ることを目的とする。</p>		<p>この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院をいう。以下同じ。）を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。</p> <p>(1) 被災した際の、被害状況、診療継続可否等の情報の、広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等を用いた都道府県災害対策本部への共有機能</p> <p>(2) 多発外傷、投薬症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能</p> <p>(3) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能</p> <p>(4) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能</p> <p>(5) 被災しても早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含む平時からの備えの実施</p>		<p>この事業は、医療施設の補強等を行うことにより、土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図ることを目的とする。</p>
<p>実施主体</p> <p>日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、その他厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）が開設する医療施設の患者療養環境、医療従事者職場環境、衛生環境等の改善のための施設整備事業</p>		<p>都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認めるもの開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</p> <p>(1) 基幹災害拠点病院</p> <p>(2) 地域災害拠点病院</p>		<p>平成10年度に建設省より実施された「災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査」（平成10年9月3日建設省河砂発第44号、建設省河砂発第62号通知）において調査対象となった、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所又は土砂災害注意区域若しくは危険地域等の範囲を外れる場合でも土砂災害の影響が及ぶ可能性があると思われる地域に所在する医療施設の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</p>
<p>基準額</p> <p>次により算定された額の合計額とする。</p> <p>精神病院</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 病棟整備</p> <p>(7) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(4) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑧に該当する場合 (7) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(4) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>ウ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑨に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 1床当たり605千円×整備後の整備区域の病床数</p> <p>ただし、精神病棟の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床（公的団体及び持分のない法人は300床）を限度とする。</p>		<p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準単価 2,300㎡×43,500円</p> <p>(2) 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院</p> <p>基準単価 2,300㎡×206,500円</p> <p>備蓄倉庫1か所当たり 160,950千円</p> <p>非常用自家発電設備1か所当たり 149,535千円</p> <p>受水槽1か所当たり 137,802千円</p> <p>研修部門1か所当たり 145,151千円</p> <p>ヘリポート1か所当たり 145,151千円</p> <p>給水設備1か所当たり 64,800円</p> <p>燃料タンク1か所当たり 29,883千円</p>	<p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準単価 2,300㎡×43,500円</p> <p>(2) 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院</p> <p>基準単価 2,300㎡×206,500円</p> <p>備蓄倉庫1か所当たり 45,397千円</p> <p>非常用自家発電設備1か所当たり 149,535千円</p> <p>受水槽1か所当たり 137,802千円</p> <p>ヘリポート1か所当たり 78,345千円</p> <p>給水設備1か所当たり 64,800円</p> <p>燃料タンク1か所当たり 29,883千円</p>	<p>補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり 34,293千円</p>
<p>対象経費</p> <p>医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 精神病棟</p> <p>ア 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>イ 次に掲げる整備のうち厚生労働大臣が認める部門</p> <p>(7) 患者療養環境改善整備</p> <p>(4) 医療従事者職場環境改善整備</p> <p>(9) 衛生環境改善整備</p> <p>(1) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備</p> <p>(4) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備</p> <p>ウ 電子カルテシステムの整備</p>		<p>基幹災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p> <p>備蓄倉庫整備、非常用自家発電設備整備又は更新、受水槽整備、研修部門整備、ヘリポート整備、給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）及び非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費</p>	<p>地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p> <p>備蓄倉庫整備、非常用自家発電設備整備又は更新、受水槽整備、ヘリポート整備、給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）及び非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費</p>	<p>土砂災害危険か所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強、既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費</p>
<p>1平方メートル当たり単価</p>	<p>病院 鉄筋コンクリートブロック</p> <p>224,000円 195,300円</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>補助率</p>	<p>100分の33</p>	<p>100分の33 耐震化に伴う補強が必要と認められるものは100分の50</p>	<p>100分の33 耐震化に伴う補強が必要と認められるものは100分の50</p>	<p>100分の33</p>

医療施設等耐震整備事業	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	医療施設浸水対策事業
<p>この事業は、医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とする。</p>	<p>この事業は、災害により長期の停電又は断水が発生しても病院の診療機能を維持するために必要な電気及び水を確保できるよう、非常用自家発電設備及び給水設備の整備強化等を図ることを目的とする。</p>	<p>この事業は、医療施設における浸水対策の充実・強化を図ることにより、洪水等の発生時においても必要な医療が受けられる体制を確保することを目的とする。</p>
<p>(1) 医療機関の場合 ア 補強が必要と認められる建物を有する救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるもの開設者（以下「厚生労働大臣が認めるもの開設者」という。ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。 なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。</p> <p>イ 構造耐震指標であるI s値が0.4未満の建物を有する厚生労働大臣が認めるもの開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。 ウ 構造耐震指標であるI s値が0.3未満の建物を有するもの開設者（ただし、厚生労働大臣が認めるもの開設者及び地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</p>	<p>救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る）、周産期母子医療センター、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院（以下「地域医療支援病院」という。）、同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院（以下「特定機能病院」という。）の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</p>	<p>救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</p>
<p>病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準単価 2,300㎡×43,500円 (2) ア 耐震構造指標であるI s値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるI s値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く） 基準単価 2,300㎡×206,500円</p> <p>看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準単価 2,300㎡×33,200円</p> <p>(2) 耐震構造指標であるI s値が0.3未満のもの 基準単価 2,300㎡×157,800円</p> <p>平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第1111号）台2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 補強が必要と認められるもの 基準単価 2,300㎡×43,500円</p>	<p>非常用自家発電設備1か所当たり 149,535千円 受水槽1か所当たり 137,802千円 給水設備1か所当たり 64,800千円 燃料タンク1か所当たり 29,883千円</p>	<p>(1) 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの1か所当たり 42,200千円 (2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が認められるもの1か所当たり 33,300円 (3) 止水板の設置が必要と認められるもの1か所当たり 400千円</p>
<p>土砂災害危険が所所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強、既存建物に対する及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費</p> <p>耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>非常用自家発電設備整備又は更新、受水槽整備又は更新、給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）、非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費</p>	<p>医療用設備・電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設及び止水板の設置に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>100分の50</p>	<p>100分の33</p>	<p>100分の33</p>